

控訴状の提出について

和歌山地方裁判所民事部

- 1 控訴をする場合は、判決を受け取ってから2週間以内にしなければなりません。正確な期限がわからないときは担当書記官に確認してください。
- 2 控訴状は、大阪高等裁判所宛のものを、判決をした裁判所に提出します。
- 3 控訴状は、正本1通と被控訴人の人数分の副本を用意し、正本、副本ともに押印してください。訂正箇所がある場合には、修正液を使わずに、訂正印を押してください。
- 4 控訴の手数料は不服を申し立てる部分により決まります。一例として、200万円の支払を命じる判決（あるいは、200万円の請求を棄却する判決）に対する控訴の手数料は2万2500円です。
- 5 次の組み合わせの郵便切手を納付してください。

500円 × 10枚 、 110円 × 6枚 、 100円 × 6枚
50円 × 10枚 、 20円 × 10枚 、 10円 × 6枚
合計 7,020円分

また、被控訴人が1名増すごとに、次の組み合わせの郵便切手を追加してください。

500円 × 5枚 、 110円 × 4枚 、 100円 × 4枚
50円 × 5枚 、 20円 × 5枚 、 10円 × 4枚
合計 3,730円分

(R6.10～)